

交野市 住宅耐震化緊急促進アクションプログラム

1・取組目的

- 住宅の耐震化を推進するために、住宅所有者の方に耐震化に対する理解を更に深めてもらう。
- 重点的に耐震化を推進する区域を緊急耐震重点区域と定め、個別訪問等を含む、住宅所有者への積極的な普及啓発を行う。

2・緊急耐震重点区域の設定

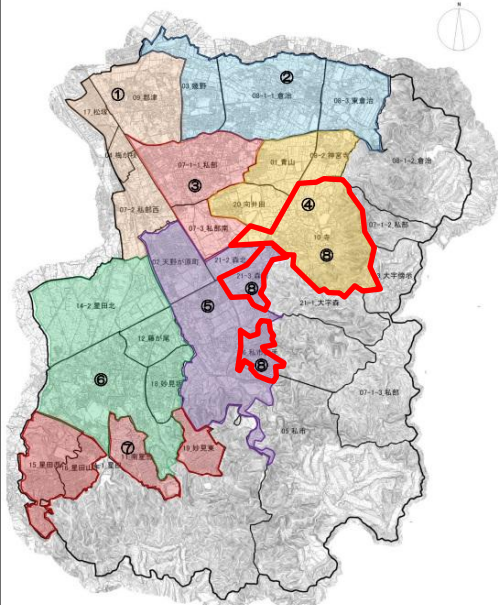
- 緊急耐震重点区域は、本市の住宅耐震化の状況から下記の区域とする。

**緊急耐震重点区域：
交野市 全域**

○対象住宅

- 昭和56年5月以前に建築された全ての住宅

交野市 全図



(個別訪問・ダイレクトメール等実施地区)

- 令和元年度：松塚、梅が枝、私部西、郡津地区
- 令和2年度：幾野、倉治、東倉治地区
- 令和3年度：私部、私部南地区
- 令和4年度：青山、神宮寺、向井田、寺、森北、森南、私市山手地区
- 令和5年度：天野が原町、私市地区
- 令和6年度：星田、星田北、藤が尾、妙見坂地区
- 令和7年度：星田西、星田山手、南星台、妙見東地区
- 令和8年度：寺、森南、私市山手地区

3・取組期間

- 本プログラムの取組期間は下記の通りとする。
なお、関連計画の改定、アクションプログラムの進捗状況等に適切に対応するため必要に応じ検証し、必要な見直しなどを行う。

取組期間：令和元年度から令和8年度（8年間）

項目	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
AP作成	→								
個別訪問等									→
普及啓発									→

4・個別訪問等の実施

個別訪問等は下記の通り行う。

- ダイレクトメール等を活用し、取組期間で個別訪問等を行う。
- リーフレット等を用いて耐震化の必要性・補助制度を説明する。

5・その他の普及啓発活動

個別訪問等と併せて、下記の啓発活動も引き続き実施していく。

- 住宅耐震啓発パンフの配布
- 広報誌・ホームページによる周知

6・関係団体との連携

- 個別訪問及びその他啓発活動において、府及び民間事業者と連携して活動に取組む。

7・実績の公表

- 当該年度毎に診断実績・改修実績・訪問戸数等の件数を取りまとめ、当該年度末までに市のホームページにて公表する。